

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱

制定 令和6年4月1日 健高在第1424号（局長決裁）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年12月18日健高在第893号。以下「実施要綱」という。）に規定する横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市通所介護相当サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準告示」という。）、地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第060901号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）、実施要綱及び横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成27年12月24日健高在第924号。以下「指定要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、政令、省令、指針、基準告示、通知、実施要綱及び指定要綱の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (2) 第1号事業費用基準額 法第115条の45の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額）をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 一定の研修 指定事業者等において実施する、別に定める標準テキスト等を用いた講義及び必要な同行訪問による研修の課程をいう。
- (6) 入門的研修 介護に関する入門的研修の実施について（平成30年3月30日社援基発0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づき実施する研修

をいう。

(事業の一般原則)

第3条 横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「第1号事業指定事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 第1号事業指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス、横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市通所介護相当サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括支援センター、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。）、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

3 第1号事業指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 第1号事業指定事業者は、第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 事業者の指定

(指定の申請者要件)

第4条 横浜市内に所在する指定事業者の指定は、次に掲げる者からの申請により行う。

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者若しくは横浜市訪問介護相当サービスに係る事業者の指定を受けようとする者

(2) 横浜市訪問型生活援助サービス

訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者（横浜市内に所在又は設置する事業者に限る。）

(3) 横浜市通所介護相当サービス

通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者、地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者若しくは横浜市通所介護相当サービスに係る事業者の指定を受けようとする者

2 前項の規定に関わらず、横浜市外に所在する指定事業者の指定は、次に掲げる者からの申請により行う。

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者若しくは所在地において市町村長より第1号訪問事業に係る事業者の指定を受けた者又は受けよ

うとする者

(2) 横浜市通所介護相当サービス

通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者、地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者若しくは所在地において市町村長より第1号通所事業に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者

(欠格事由)

第5条 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号から第7号まで及び第13号において同じ。）が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号の暴力団、同条第5号の暴力団経営支配法人等又は同条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (3) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分

の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

- (9) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (10) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (11) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の9第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として検査日から起算して60日以内の特定の日を市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による指定事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (12) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による総合事業指定事業の廃止の届出があった場合において、申請者が前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (13) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 第1号から第13号に掲げるもののほか、法第115条の45の5第1項に規定する指定については、基準を満たした指定事業所であっても、当該指定事業所を指定することにより、横浜市介護保険事業計画に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合、その他市における地域支援事業の円滑な実施に際し支障が生じる場合において市長は、当該事業所の指定をしないことができる。

（指定の有効期間）

第6条 省令第140条の63の7の規定により市が定める指定事業者の指定の有効期間は6年とする。ただし、次の各号に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者で、訪問介護に係る事業者の指定又

は指定の更新を受けたものの指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(2) 横浜市訪問型生活援助サービスの指定事業者の指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該訪問介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(3) 横浜市通所介護相当サービスの指定事業者で、通所介護又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定又は指定の更新を受けたものの指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該通所介護又は地域密着型通所介護に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に該当する場合、指定事業者の指定の有効期間を当該各号に掲げる期間とすることができる。

(1) 横浜市外に所在する横浜市訪問介護相当サービスの指定事業者で、当該所在地の市町村長より第1号訪問事業に係る事業者の指定又は指定の更新を受けたものの指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該第1号訪問事業に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

(2) 横浜市外に所在する横浜市通所介護相当サービスの指定事業者で、当該所在地の市町村長より第1号通所事業に係る事業者の指定又は指定の更新を受けたものの指定

指定事業者の指定又は指定の更新を受けた日から当該第1号通所事業に係る指定の有効期間の満了の日までの期間

第3章 横浜市訪問介護相当サービス

第1節 基本方針

第7条 横浜市訪問介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第8条 横浜市訪問介護相当サービスの事業を行う者（以下「横浜市訪問介護相当サービス指定事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「横浜市訪問介護相当サービス指定事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該横浜市訪問介護相当サービス

指定事業者が指定訪問介護事業者（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における横浜市訪問介護相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項及び第5項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者であつて、専ら横浜市訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している横浜市訪問介護相当サービス指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。
- 6 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第9条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該横浜

市訪問介護相当サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第10条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、横浜市訪問介護相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問介護相当サービスの事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を文書により得なければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定す

る重要事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち横浜市訪問介護相当サービス指定事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第12条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、正当な理由なく横浜市訪問介護相当サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な横浜市訪問介護相当サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業を行う者又は第1号介護予防支援事業を行う者（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の横浜市訪問介護相当サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第14条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者であること（以下「要支援認定等」という。）の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、横浜市訪問介護相当サービスを提供するように努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第15条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（これらに相当するサービスを含む。以下「介護予防支援等」という。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第16条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第30条第9号又は横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成27年12月24日健高在第924号）第7条第1項第6号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第17条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費の支給を受けるための援助)

第18条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供の開始に際し、利用申込者が省令140条の62の4第1号又は第2号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第19条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書に沿った横浜市訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第20条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第21条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第22条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスを提供した際には、当該横浜市訪問介護相当サービスの提供日及び内容、当該横浜市訪問介護相当サービスについて法115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、当該利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスを提供した際には、提供した具体的な横浜市訪問介護相当サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を当該利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第23条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する横浜市訪問介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該横浜市訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない横浜市訪問介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、横浜市訪問介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において横浜市訪問介護相

当サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。

- 4 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前項の交通費について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第24条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない横浜市訪問介護相当サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した横浜市訪問介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。

(家族に対するサービス提供の禁止)

第25条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その家族である利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに横浜市訪問介護相当サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第27条 訪問介護員等は、現に横浜市訪問介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第28条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者(第8条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この章において同じ。)は、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 横浜市訪問介護相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化や横浜市訪問介護相当サービスに関する意向を定期的に把

握すること。

- (3) 介護予防支援事業者等に対し、横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他横浜市訪問介護相当サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第29条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 横浜市訪問介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

第30条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

第31条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対し適切な横浜市訪問介護相当サービスを提供できるよう、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の訪問介護員等によって横浜市訪問介護相当サービスを提供しなければならない。

- 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、適切な横浜市訪問介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第32条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、感染症、非常災害等の発生時において、利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
 - 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第33条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
 - 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

- 第34条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービ

ス指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を掲示しなければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、重要事項を記載した書面を当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

（秘密保持等）

第35条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第36条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（不当な働きかけの禁止）

第37条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書の作成又は変更に関し、介護予防支援等を行う事業所の保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員等若しくは居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要なサービスでないサービスを当該介護予防サービス・支援計画書に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止）

第38条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第39条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、提供した横浜市訪問介護相当サービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、提供した横浜市訪問介護相当サービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

- 第40条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した横浜市訪問介護相当サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して横浜市訪問介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても横浜市訪問介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第41条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第42条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所における虐待の防止のための指針

を整備すること。

- (3) 当該横浜市訪問介護相当サービス指定事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第43条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービス指定事業所ごとに経理を区分するとともに、横浜市訪問介護相当サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第31条第1項に規定する従業者の勤務の体制についての記録
 - (2) 第1号事業支給費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 第22条第2項に規定する提供した具体的な横浜市訪問介護相当サービスの内容等の記録
 - (2) 第26条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (5) 第46条第2号に規定する第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(横浜市訪問介護相当サービスの基本取扱方針)

第45条 横浜市訪問介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、自らその提供する横浜市訪問介護相当サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活

用することができるような方法による横浜市訪問介護相当サービスの提供に努めなければならない。

- 5 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(横浜市訪問介護相当サービスの具体的取扱方針)

第46条 訪問介護員等の行う横浜市訪問介護相当サービスの方針は、第7条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、横浜市訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な横浜市訪問介護相当サービスの内容、横浜市訪問介護相当サービスの提供を行う期間等を記載した計画(以下「第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書」という。)を作成するものとする。
- (3) 第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書を作成した際には、当該第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書を当該利用者に交付しなければならない。
- (6) 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、第1号訪問事業(横浜市訪問介護相当サービス)計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、横浜市訪問介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって横浜市訪問介護相当サービスの提供を行うものとする。
- (9) 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体的拘束等」という。)を行ってはなら

ない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- (10) サービス提供責任者は、第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書に基づく横浜市訪問介護相当サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書に係る利用者の状態、当該利用者に対する横浜市訪問介護相当サービスの提供の状況等について、当該横浜市訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書に記載した横浜市訪問介護相当サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該横浜市訪問介護相当サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書の変更を行うものとする。
- (13) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書の変更について準用する。

（横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第47条 横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、横浜市訪問介護相当サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号又は横浜市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成27年12月24日健高在字第924号）第7条第1項第4号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、横浜市訪問介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な横浜市訪問介護相当サービスの提供に努めること。
- (2) 横浜市訪問介護相当サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと

第4章 横浜市訪問型生活援助サービス

第1節 基本方針

第48条 横浜市訪問型生活援助サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防

し、自立した日常生活を営むことができるよう、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第49条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者が当該事業を行う事業所（以下「横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 前項の従業者は、介護福祉士、政令第3条第1項に規定する者、一定の研修を修了した者、又は入門的研修（基礎講座及び入門講座）を修了した者でなければならない。
- 3 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所ごとに、常勤の従業者（介護福祉士又は政令第3条第1項に規定する者に限る。）のうち、利用者（当該横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は横浜市訪問型生活援助サービスの事業と横浜市訪問介護相当サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における横浜市訪問型生活援助サービス及び指定訪問介護の利用者又は横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市訪問介護相当サービスの利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 4 前項及び第6項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第3項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等基準の規定により厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者であって、専ら横浜市訪問型生活援助サービス（横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は横浜市訪問介護相当サービスが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における横浜市訪問型生活援助サービス及び指定訪問介護又は横浜市訪問型生活援助サービス及び横浜市訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する横浜市訪問型生活援助サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所に置

くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

- 7 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は横浜市訪問型生活援助サービスの事業と横浜市訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準又は第8条第1項から5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第50条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該横浜市訪問型生活援助サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

- 第51条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、横浜市訪問型生活援助サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者が指定訪問介護事業者又は横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市訪問型生活援助サービスの事業と指定訪問介護の事業又は横浜市訪問型生活援助サービスの事業と横浜市訪問介護相当サービス指定事業者の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準又は第10条1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

- 第52条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する横浜市訪問型生活援助サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該横浜市訪問型生活援助サービスに係る第1号事業費用基準額から当該横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない横浜市訪問型生活援助サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、横浜市訪問型生活援助サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不

合理的な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において横浜市訪問型生活援助サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。
- 4 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前項の交通費について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(生活援助の総合的な提供)

第53条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービスの事業の運営に当たっては、調理、洗濯、掃除等の家事その他の生活援助（以下この条において「生活援助」という。）を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(記録の整備)

第54条 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第31条第1項に規定する従業者の勤務の体制についての記録
- (2) 第1号事業支給費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、利用者に対する横浜市訪問型生活援助サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第6号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的な横浜市訪問型生活援助サービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (5) 第57条第2号に規定する第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書
 - (6) 従業者が受講した一定の研修に係る記録

(準用)

第55条 第11条から第22条まで、第24条から第29条まで及び第31条から第43条までの規定は、横浜市訪問型生活援助サービスの事業について準用する。この場合におい

て、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「横浜市訪問型生活援助サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(横浜市訪問型生活援助サービスの基本取扱方針)

第56条 横浜市訪問型生活援助サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、自らその提供する横浜市訪問型生活援助サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による横浜市訪問型生活援助サービスの提供に努めなければならない。
- 5 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(横浜市訪問型生活援助サービスの具体的取扱方針)

第57条 横浜市訪問型生活援助サービス従業者の行う横浜市訪問型生活援助サービスの方針は、第48条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、横浜市訪問型生活援助サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な横浜市訪問型生活援助サービスの内容、横浜市訪問型生活援助サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書」という。）を作成するものとする。
- (3) 第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

- (5) サービス提供責任者は、第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書を作成した際には、当該第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書を当該利用者に交付しなければならない。
- (6) 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、横浜市訪問型生活援助サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって横浜市訪問型生活援助サービスの提供を行うものとする。
- (9) 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) サービス提供責任者は、第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書に基づく横浜市訪問型生活援助サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書に係る利用者の状態、当該利用者に対する横浜市訪問型生活援助サービスの提供の状況等について、当該横浜市訪問型生活援助サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書に記載した横浜市訪問型生活援助サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該横浜市訪問型生活援助サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書の変更を行うものとする。
- (13) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書の変更について準用する。

（横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっての留意点）

第58条 横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、横浜市訪問型生活援助サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、横浜市訪問型生活援助サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ

つつ、効率的かつ柔軟な横浜市訪問型生活援助サービスの提供に努めること。

- (2) 横浜市訪問型生活援助サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第5章 横浜市通所介護相当サービス

第1節 基本方針

第59条 横浜市通所介護相当サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第60条 横浜市通所介護相当サービスの事業を行う者（以下「横浜市通所介護相当サービス指定事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「横浜市通所介護相当サービス指定事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 横浜市通所介護相当サービスの提供日ごとに、横浜市通所介護相当サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該横浜市通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該横浜市通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 横浜市通所介護相当サービスの単位ごとに、専ら当該横浜市通所介護相当サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 横浜市通所介護相当サービスの単位ごとに、当該横浜市通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該横浜市通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該横浜市通所介護相当サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該横浜市通所介護相当サービス指定事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第91条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、横浜市通所介護相当サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第90条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準等条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における横浜市通所介護相当サービス及び指定通所介護の利用者又は

横浜市通所介護相当サービス及び指定地域密着型通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の利用定員（当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所において同時に横浜市通所介護相当サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、横浜市通所介護相当サービスの単位ごとに、当該横浜市通所介護相当サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該横浜市通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該横浜市通所介護相当サービスに従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項第3号の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の横浜市通所介護相当サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の横浜市通所介護相当サービスの単位は、横浜市通所介護相当サービスであつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第1号の生活相談員又は同項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 横浜市通所介護相当サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は横浜市通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第91条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の3第1項から第7号までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第74号）第44条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基

準等条例第152条第1項に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)に横浜市通所介護相当サービス指定事業所が併設される場合においては、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の生活相談員又は機能訓練指導員については、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第61条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービス指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理上支障がない場合は、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第62条 横浜市通所介護相当サービス指定事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに横浜市通所介護相当サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 静養室 遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていること。

(3) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該横浜市通所介護相当サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する横浜市通所介護相当サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 横浜市通所介護相当サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、横浜市通所介護相当サービスの事業と指定通所介護の事業又は横浜市通所介護相当サービスの事業と指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第93条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準又は指定地域密着型サービス基準等条例第60条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしてい

るものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第63条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する横浜市通所介護相当サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該横浜市通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない横浜市通所介護相当サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、横浜市通所介護相当サービスに係る第1号事業費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) 前3号に掲げるもののほか、横浜市通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第2号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準の規定により厚生労働大臣が別に定めるところによるものとする。

5 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

(管理者の責務)

第64条 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の従業者の管理及び横浜市通所介護相当サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第65条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービス指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 横浜市通所介護相当サービスの利用定員
- (5) 横浜市通所介護相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 横浜市通所介護相当サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第66条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、利用者に対し適切な横浜市通所介護相当サービスを提供できるよう、横浜市通所介護相当サービス指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービス指定事業所ごとに、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の横浜市通所介護相当サービス従業者によって横浜市通所介護相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の横浜市通所介護相当サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての横浜市通所介護相当サービス従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、適切な横浜市通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより横浜市通所介護相当サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第67条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、利用定員を超えて横浜市通所介護相当サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第68条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を

立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所の従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第69条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、横浜市通所介護相当サービス従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該横浜市通所介護相当サービス指定事業所において、横浜市通所介護相当サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第70条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うことその他の地域との交流に努めなければならない。

- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した横浜市通所介護相当サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービス指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して横浜市通所介護相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても横浜市通所介護相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第71条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第66条第1項に規定する従業者の勤務の体制についての記録
 - (2) 第1号事業支給費の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、利用者に対する横浜市通所介護相当サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1) 次条において準用する第22条第2項に規定する提供した具体的な横浜市通所介護相当サービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (5) 第74条第2号に規定する第1号訪問事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書

（準用）

第72条 第11条から第20条まで、第22条、第24条、第26条、第27条、第32条、第34条から第39条及び第41条から第43条までの規定は、横浜市通所介護相当サービスの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「横浜市通所介護相当サービス従業者」と、第11条第1項中「第29条」とあるのは「第65条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（横浜市通所介護相当サービスの基本取扱方針）

- 第73条 横浜市通所介護相当サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、自らその提供する横浜市通所介護相当サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔くう機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して横浜市通所介護相当サービスの提供に当たらなければならない。
 - 4 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法による横浜市通所介護相当サービスの提供に努めなければならない。
 - 5 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法に

より、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(横浜市通所介護相当サービスの具体的取扱方針)

第74条 横浜市通所介護相当サービスの方針は、第59条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、横浜市通所介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な横浜市通所介護相当サービスの内容、横浜市通所介護相当サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書」という。）を作成するものとする。
- (3) 第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- (5) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書を作成した際には、当該第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書を当該利用者に交付しなければならない。
- (6) 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、横浜市通所介護相当サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって横浜市通所介護相当サービスの提供を行うものとする。
- (9) 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業者をもって行うものとする。

- (11) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書に基づく横浜市通所介護相当サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書に係る利用者の状態、当該利用者に対する横浜市通所介護相当サービスの提供状況等について、当該横浜市通所介護相当サービスの提供に係る介護予防支援・サービス計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書に記載した横浜市通所介護相当サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該横浜市通所介護相当サービスの提供に係る介護予防支援・サービス計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (13) 横浜市通所介護相当サービス指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書の変更について準用する。

（横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）

第75条 横浜市通所介護相当サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、横浜市通所介護相当サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な横浜市通所介護相当サービスの提供に努めること。
- (2) 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、利用者が要支援状態であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴う横浜市通所介護相当サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

（安全管理体制等の確保）

第76条 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければな

らない。

- 2 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な横浜市通所介護相当サービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 横浜市通所介護相当サービス指定事業者は、横浜市通所介護相当サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日から令和6年3月31日までの間、第32条、第33条第3項、第42条、第66条第3項、第69条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。